

湖西市競争入札参加資格者の市内業者及び準市内業者 の認定基準

(目的)

第1条 この基準は、湖西市建設工事競争入札参加資格者の名簿に登載された者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を明確にすることによって、建設工事の競争入札の事務手続を公平かつ公正に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 市内業者とは、湖西市内に常時契約を締結する事務所として、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する営業所（以下「主たる営業所」という。）を有しており、かつ湖西市内に本店を有している建設業者をいう。

2 準市内業者とは、湖西市内に常時契約を締結する事務所としての支店、支社、営業所等（以下「契約事業所」という。）を有している建設業者をいう。

3 第1項及び前項に規定する常時契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、契約締結等の契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者は、主たる営業所又は契約事業所において、市と契約締結を完結できなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として認定するに当たって必要な要件は次に掲げる要件とする。

(1) 事務所として形態を整えていること（事務等を執り行える事務用什器（机、椅子等）及び事務用機器（電話・ファックス等の通信機器、複写機等）が具備されているとともに、事務所の所在を明らかにした看板又は表札が、わかりやすく表示されていること。）。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ責任者が存在し常駐していること（人的な配置がされておらず、かつ配置人員が市外の事務所等と兼務となっていて、不在の状況が頻繁となっている場合は、主たる営業所又は契約事業所としては認めない。）。

(3) 常時連絡がとれる体制となっていること（常時不在転送電話になっていたり、単なる取次ぎ又は単なる連絡員を配置していたりしている場合は、主たる営業所又は契約事業所としては認めない。したがって、単なる事務連絡所、工事事務所、作業所等は主たる営業所又は契約事業所としては認めない。）。

- 3 前項の認定基準を満たさない業者については、競争入札参加資格申請の際に市内業者又は準市内業者をして受付を行っていても、原則、市外業者として取扱いをするものとする。

(実態調査)

第4条 市は、前条第2項各号に掲げる要件を満たしているかどうか確認のための実態調査を行うことができるものとする。

- 2 実態調査は、競争入札参加資格申請を本市に提出されている営業所所在地等に基づき、現場確認等の方法で行うものとする。
- 3 第1項の実態調査に協力しない業者及び市の指導に従わない業者については、前条第1項の基準を満たしていないものとみなす。

附 則 (平成22年12月1日制定)

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月28日改正)

この基準は、平成29年10月1日から施行する。